

盛土規制法

第21条第1項、
第40条第1項

令和8年10月1日時点で 工事中の盛土等は届出が必要です

既に工事等に「着手」し、令和8年10月1日以降も工事中の盛土等は、
令和8年10月1日から21日以内（令和8年10月22日まで）
に盛土等に関する**区域指定時着手済工事の届出の提出が必要です。**

工事着手の定義

工事着手とは、

工事現場において、設計図書等と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質変更が行われているものをいいます。

（例）

- 請負契約の締結又はそれに基づく労務者の雇入れ、若しくは資材の購入段階
⇒ 工事着手に**該当しない**
- 設計段階における測量、除草、伐根等
⇒ 工事着手に**該当しない**
- 盛土材（基礎碎石を含む土砂）の搬入
⇒ 工事着手に**該当する**

届出が必要となる盛土等

<土地の形質の変更（盛土・切土）>

要件	①盛土で高さが 1m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖※を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖※を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 2m超 となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの（①～④を除く）
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

⑤の盛土又は切土をする土地の面積とは**500㎡を超える盛土又は切土をする土地の面積を指します。**

<土石の堆積>

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの
イメージ図		

⑦の堆積する面積とは**500㎡を超える堆積する面積を指します。**

※他法令で許可を受けた盛土等も届出が必要な場合があります。

※届出後、工事の内容が変わる場合は、盛土規制法の許可が必要になることがあります。

<問い合わせ先>

沖縄県土木建築部 建築指導課

tel : 098-866-2413

<盛土規制法に関すること> 盛土対策班

fax : 098-866-3557

詳しくは「**沖縄県 盛土規制法**」公式ホームページでご確認ください



区域指定時着手済工事の届出書に添付する書類

※届出書は、建築指導課ホームページからダウンロードしてください。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	・ 縮尺 ・ 方位 ・ 道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
地形図	・ 縮尺 ・ 方位 ・ 土地の境界線	1/2,500以上	
土地の 平面図	【土地の形質変更】 ・ 縮尺 ・ 方位 ・ 土地の境界線 ・ 盛土又は切土をする土地の部分 ・ 崖の位置 ・ 擁壁の位置 ・ 崖面崩壊防止施設の位置 ・ 排水施設の位置 ・ 地すべり抑止杭又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/500以上	
	【土石の堆積】 ・ 縮尺 ・ 方位 ・ 土地の境界線 ・ 作業構台等の位置 ・ 空地の位置 ・ 柵等の位置 ・ 排水施設の位置 ・ 土砂流出防止措置を講ずる位置及び内容	1/500以上	
写真 ※一定の規模を超える工事の場合に、上記に追加して添付してください。	盛土又は切土をしている土地、もしくは一時堆積を行っている土地及びその付近の状況 ・ 盛土又は切土もしくは土石の堆積の高さ ・ 区域付近の状況（人家等保全対象との距離、道路や河川との位置関係）	※写真の添付が必要となる一定規模を超える工事 【土地の形質変更】 ① 盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの ② 切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの ③ 同時にする盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの ④ ①又は③に該当しない盛土であって、高さが5mを超えるもの ⑤ ①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土で、土地の面積が3,000㎡を超えるもの 【土石の堆積】 ⑥ 高さが5mを超える土石の堆積で、その面積が1,500㎡を超えるもの ⑦ ⑥に該当しない土石の堆積で、その面積が3,000㎡を超えるもの	